

西宮市立留守家庭児童育成センター育成料滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）育成料（以下「育成料」という。）の滞納対策の実施について必要な事項を定め、滞納育成料の解消と適正な管理を図るものとする。

(督促)

第2条 納期限までに現年度分育成料の納付がない場合は、納期限の属する翌月に督促状を発送し、育成料納付の督促を行う。

(催告)

第3条 納期限までに育成料の納付がなく督促においても育成料の納付がない場合は、前条の督促状発送日に現年度分育成料の催告、6月及び12月に過年度分育成料の催告を行う。

(利用取消しの予告)

第4条 育成料を2ヵ月以上滞納している児童の保護者に対し、現年度分及び過年度分の未納額について納付書を発行し、「督促兼利用取消し予告状」とともに送付することができる。

(利用取消し)

第5条 前条の取消し予告に対し、納期限までに納付又は分納相談がない場合は、育成料滞納者に対し「留守家庭児童育成センター利用取消し通知書」（様式第1号）を送付し、育成センターの利用取消しを通知する。

(利用申請の不許可)

第6条 利用及び継続申請時に滞納があった場合（その世帯の当該児童以外の児童に係る滞納がある場合を含む。）は、利用及び継続申請を受け付けた後、指定する納期限までに納付がない場合又は分納相談がない場合、利用の許可をしないことができる。

(分納制度)

第7条 所得の減少等により育成料の納付が困難であると認められる者に対しては、次に掲げるところにより育成料の分割納付を適用することができる。また、その場合は、保護者に「育成料分納誓約書」（様式第2号）を提出させるものとする。

(1) 現年度分育成料の分納

毎月の分納額は、保護者の生活状況を詳細に聴取のうえ、当該年度で決定された育成料月額 50% を下回らない金額で決定する。

(2) 過年度分育成料の分納

毎月の分納額は、保護者の生活状況を詳細に聴取のうえ、分納期間が1年を超えないこととなる金額で決定する。

(3) 前2号に定める金額を下回って分納をすべき特別の事情が認められる場合は、別途対応することができる。

2 前項各号により適用した分納について、保護者の生活状況に改善が見られた場合は分納の取消、又は分納額の増額を行う。

(徴収停止)

第8条 育成料で納期限後相当の期間を経過してもなお完全に納付されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを納付させることが著しく困難又は不適當であると認めるとき、西宮市債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）第11条に基づき徴収停止を行うものとする。

- (1) 保護者の所在が不明であるとき、またその他これに類するとき。
- (2) 滞納金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(放棄)

第9条 育成料について、次の各号いずれかに該当する場合には、条例第14条に基づき当該育成料の放棄を行うものとする。

- (1) 保護者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により保護者が当該育成料につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該育成料について消滅時効が完成したとき。
- (4) 条例第8条の規定により強制執行等の手続をとってもなお完全に納付されない当該育成料について、強制執行等の手続が終了した後において保護者が無資力又はこれに近い状態にあり、納付することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条の措置をとった当該育成料について、当該措置をとった日から相当の期間（おおむね1年程度、ただし時効期間が経過していないものについてはその経過後まで）を経過した後においてもなお保護者が無資力又はこれに近い状態にあり、納付することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 保護者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該育成料について納付することができる見込みがないと認められるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年1月4日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から実施する。